

新型コロナウイルス感染症対策に係る介護サービス事業者等 感染予防物資確保経費補助事業 障害福祉サービス事業者用Q&A

種別	質問	回答
1	交付申請は、事業所単位ですか、それとも法人単位で申請するの か。	法人単位での申請になります。
2	交付申請は、確定払いと概算払い の2種類あるが、どちらで申請す ればよいのか。	例えば 補助金が交付されてから備蓄物資を購入したい。 購入予定物資が未確定である。 などの場合は、「 概算払い 」で申請してください。なお、概算払いの 場合は補助基準額（上限額）で交付申請してください。 【例】居宅介護支援事業所の場合であれば、補助基準額（上限額）は 10万円ですので、概算払いでの交付申請額は10万円となります。
3	概算払いで交付申請する場合は、 交付申請額はいくらになるのか。	例えば、生活介護事業所の場合であれば、補助基準額（上限額）は10 万円ですので、 概算払いでの交付申請額は10万円となります。
4	概算払いの場合、交付申請書に添 付する書類は、具体的にどのような 資料を提出すればよいのか。	「交付申請額内訳書」に記入した事業所ごとに、購入する備蓄物資の品 名、金額が確認できるもの（見積書、カタログ、画像のコピーなど）を 添付してください。 見積書またはカタログ等には補助金対象の商品をマーカーしておいてく ださい。 購入する商品が決まっていない場合は、「商品購入予定一覧表（物資 名、個数が記載されている表）」を任意でエクセルやワード等（手書き でも可です）で作成していただき、その一覧表を申請書類に添付してく ださい。
5	確定払いの場合、交付申請書に添 付する書類は、具体的にどのよう な資料を提出すればよいのか。	「交付申請額内訳書」に記入した事業所ごとに、購入する備蓄物資の品 名、金額が確認できるもの（見積書、カタログ、画像のコピーなど）を 添付してください。品数が多い場合は、「商品購入予定一覧表（商品 名、個数、金額が記載されている表）」をエクセルやワード等で作成し ていただき、この一覧表を添付してください。 なお、見積書またはカタログ等には補助金対象の商品をマーカーしてお いてください。
6	10月で事業所が休止（廃止）する が、それでも、9月中に購入した 備蓄物資について交付申請してよ いか。	申し訳ございませんが、交付申請はできません。 この補助金は、備蓄物資の購入経費を補助することにより、 障害福祉 サービス等の事業実施を確保することで、障害者が継続的に障害福祉 サービス等を受けられることを目的としています。 従いまして、補助金対象期間後の令和3年4月以降も事業を継続する 事業者を補助対象とさせていただきます。
7	介護保険サービスと障害福祉サー ビスの両方の事業を展開してい る。この場合は、両方の事業につ いて交付申請可能か。	介護保険サービス事業と障害福祉サービス事業を同一（併設）の 事業 所で実施している場合は、いずれかの事業のみ交付申請 となります。 ただし、介護保険サービス事業を実施している所在地（【例】大泉学園 町）とは、別の所在地（【例】中村北）で障害福祉サービス事業を実施 している場合は、両方の事業で交付申請できます。
8	補助金対象となるのは、例えばど のような物品（商品）なのか。	補助金対象物資の主なものは下記のとおりです。 マスク、消毒用アルコール、エプロン、消毒液、石鹸（除菌ハンドソ ープやボディソープ等）、除菌シート、除菌ジェル、手袋、キャップ（頭 に被る）、ビニール袋、フェイスガード、防護服、靴カバー、飛沫防止 製品（パーテーション類）、体温計。
9	新型コロナウイルス感染症ではな く、他の感染症対策で使用する物 資購入は補助対象になるのか。	他の感染症対策でのみ使用して効果のある物資は、補助金対象外 です。 しかし、新型コロナウイルス感染症の感染防止にもなり、かつ他の感染 症の感染防止に効果のある物資であれば、補助金対象となります。
10	事業所の補助金基準額（上限額） は10万円だが、実際には3万円分 しか購入する予定はありません。 この場合の申請方法について。	3万円しか購入しないということであれば、3万円で交付申請（確定払 い）し、3万円で実績報告をしていただいた後に、3万円を区から交付 します。 もし、購入金額が増える可能性がある場合や、購入金額が未確定であ れば、居宅介護支援事業所の補助基準額（上限額）10万円で概算払 いでの交付申請をしてください。 概算払いの場合は、もし実績報告において、交付申請額（10万円）よ り実際の購入額が少なかった場合は、交付申請額から実績報告における 金額（実際の購入額）との差額を、区へ返還してください。

新型コロナウイルス感染症対策に係る介護サービス事業者等 感染予防物資確保経費補助事業 障害福祉サービス事業者用Q&A

種別	質問	回答
11	補助基準額（上限額） 障害者支援施設で、短期入所と就労継続支援B型事業を行っている。この場合、補助基準額（上限額）はいくらか。	障害者支援施設 15万円 短期入所 5万円 就労継続支援 10万円 合計30万円です。
12	補助基準額（上限額） 一つの事業所で生活介護と就労継続支援B型事業を行っている。この場合、補助基準額（上限額）はいくらか。	生活介護または就労継続支援のいずれか 10万円です。 同一の補助区分内では、1事業分のみ申請となります。どの事業名で申請するかは、法人の選択となります。
13	変更申請 児童発達支援事業所ですが、5万円で作成申請（確定払い）した。しかし、さらに3万円分追加（合計8万円）で物資を購入することになった。この場合、変更の申請が必要か。	この場合（交付申請金額より購入金額の方が増える予定）であれば変更承認申請が必要です。「変更承認申請書（第4号様式）」と「変更交付申請額内訳書」に記載した事業所ごとに購入する備蓄物資の品名、金額が確認できるもの（見積書やカタログのコピー）を添付してください。 この場合、変更交付申請額は8万円（既交付申請額5万円プラス3万円） になります。 変更承認申請書等を提出後、区から「変更承認通知書（第5号様式）」を送付します。
14	実績報告 同行援護事業所ですが、概算払いで10万円の交付申請をした。しかし、令和3年2月28日までに5万円分しか備蓄物資を購入しなかった。この場合、実績報告の金額と残額5万円はどのような方法で返還するのか。	実績報告の時には、実際の購入額（5万円）にてご報告をお願いします。 実績報告後に、 既交付額の10万円と実際の購入額5万円との差額5万円を区へ返還してください。 返還の方法は、実績報告をご提出いただいた後に、区から「補助金精算書（第11号様式）」および納入通知書をお送りしますので、最寄りの金融機関窓口で返還願います。
15	実績報告 実績報告の際に添付する領収書（レシート）は、原本でよいのか。	領収書（レシート）は、原本の提出をお願いします。
16	実績報告 実績報告の際に添付する領収書（レシート）ですが、内訳に補助金対象外の商品も印字されている。この場合どのようにすればよいのか。	領収書（レシート）に、必ず補助金対象商品にマーカーをしておいてください。 また、商品の写真、画像およびカタログなど購入したものが確認できる資料も添付してください。
17	実績報告 補助対象商品の消費税も補助金の対象となるのか。	消費税も補助金対象です。
18	交付申請 実績報告 既に9月20日に補助金対象商品を購入したので、交付申請と実績報告の手続きを同時にしたいのか。	交付申請時に補助金対象物品が否かの審査を区で行いますので、補助金申請の流れの順番どおり申請をお願いします。 【確定払いの場合】 1 交付申請書類を提出 2 区から交付決定通知書を送付 3 法人が実績報告書を提出 4 区から補助金額確定通知書を送付 5 区から補助金を交付
19	実績報告 実績報告はいつまでに行えばよいのか。	【概算払いの場合】 なお、実績報告の期限は、 令和3年3月5日（金曜日） です。 ただし、期間間際の実績報告は大変混み合う可能性があるため、補助金が交付されましたら、お早めの物資購入と実績報告をお願いします。 【確定払いの場合】 なお、実績報告の期限は、 令和3年3月5日（金曜日） です。 ただし、期間間際の実績報告は大変混み合う可能性があるため、交付決定後、お早めの物資購入と実績報告をお願いします。
20	その他 この補助事業は、令和3年度以降も続けるのか。	令和2年度限りの補助事業です。